

## 競争的研究費等の直接経費に関する細則

平成 19 年 11 月 7 日

大学評議会承認

最近改訂 2022 (令和 4) 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、「桃山学院大学における競争的研究費補助金等の取り扱いに関する規程（以下、「取り扱い規程」という）」第 13 条に基づき、競争的研究費等の直接経費を明確かつ統一的に運用および管理するために必要な事項を定める。

(管理先)

第 2 条 直接経費は取り扱い規程第 11 条に基づき、学術支援課研究支援室が指定する口座で管理する。

(研究者の定義)

第 3 条 ここでいう「研究者」とは、採択された研究課題において、資金元の定めにより直接経費の執行を認められた者をいう。

(収支簿の作成)

第 4 条 学術支援課研究支援室は、研究課題ごとの収支簿を作成し、適宜、支出状況を研究代表者へ報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた研究代表者は、直接経費の収支状況を確認し、適正な執行に努めるものとする。

(使用期間)

第 5 条 直接経費の使用期間は資金元の定めによるものとする。

(使用範囲)

第 6 条 研究者は、直接経費を当該研究遂行のための経費として使用しなければならない。当該研究遂行に直接関係のない支出は、原則として認められない。

2 交付申請書等に記載した使用内訳の変更を行う際に、資金元で定めた変更可能額を超える場合、研究者は所定の手続きを行わなければならない。

(各費目の対象となる経費)

第 7 条 研究者は、直接経費を資金元の定めによる費目で支出することができる。

(物品等の発注手続)

第 8 条 物品等の発注は学術支援課研究支援室で行うことを原則とする。ただし、緊急性の高いとき、特別研修中のとき、および 1 個、1 冊または 1 組の価額が税込 200,000 円未満の物品等については、研究者の発注を認めることがある。

2 発注にかかる決裁権限は本細則第 13 条に拠るものとする。

(購入物品等の取り扱い)

第 9 条 購入した物品等の取り扱いについては別に定める。

(出張旅費の支出基準および事前伺い)

第 10 条 旅費は別に定める基準に基づき支出するものとする。

2 出張を要する場合は、事前に所定の様式により、所属学部長の承認を受けなければならない。

3 出張旅費については研究者の立替払いを原則とし、所定の様式による報告を行い、決裁および出張の事実確認を経たものについてのみ支出する。

(業者等への支払い)

第 11 条 直接経費による購入物品等の業者への支払いは、学術支援課研究支援室から直接支払うことを原則とする。ただし、緊急性の高いとき、特別研修中のときなどは、研究者の立替払いを認めることがある。

2 謝礼およびアルバイト料は、学術支援課研究支援室において事実確認を経たものについてのみ、本人名義の口座へ直接振込むことを原則とする。

(支出手続)

第 12 条 研究者は、所定の様式により直接経費の支出を学術支援課研究支援室へ申請するものとする。

2 学術支援課研究支援室は、提出された申請書および関係書類等を基に支出内容を精査し、所定の手続きにより決裁を受けなければならない。

(決裁権限)

第13条 発注および支出の決裁権限は以下のとおりとする。

支出内容	決裁権限者			
	学術支援課長	コンプライアンス 推進責任者	統括管理責任者	最高管理責任者
1件 300万円未満の支出	承認	決裁	—	—
1件 300万円以上 1,000万円未満の支出	承認	承認	決裁	—
1件 1,000万円以上の支出	承認	承認	承認	決裁

(経理基準および準拠)

第14条 直接経費に係る経理に関する基準は、この細則によるほか学院の経理規程およびこれに基づく定めによるものとする。

2 資金元に特段の定めがなく、本細則での運用が可能と認められる直接経費については、本細則を準用する。

3 資金元による直接経費使用規則と本細則が異なる場合には、資金元の規則を優先する。

(関係書類の保管)

第15条 競争的研究費等に関する書類は、学術支援課研究支援室において資金元の定めにより保管する。

(事務所管)

第16条 本細則に関する事務は、学術支援課研究支援室の所管とする。

(改廃)

第17条 本細則の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が行う。

付 則

この細則は、2007年(平成19年)11月7日から施行する。

この細則は、2009年(平成21年)4月1日から改訂施行する。

この細則は、2014年(平成26年)4月1日から改訂施行する。

この細則は、2015年(平成27年)4月1日から改訂施行する。

この細則は、2018(平成30)年4月1日から改訂施行する。(事務組織改編等により一部変更)

この細則は、2019(平成31)年4月1日から改訂施行する。(事務組織改編等により一部変更)

この細則は、2022(令和4)年4月1日から改訂施行する。(「桃山学院大学における競争的研究費補助金等の取り扱いに関する規程」改訂により一部変更)